

「元気なまちづくり補助金」の拡充について

現在の「元気なまちづくりモデル事業補助金制度」を継承しつつ、補助対象者の範囲を広げるとともに、新たに団体を立ち上げようとする者を支援し、制度を拡充することで、本市における市民公益活動のさらなる活性化を図る。

新たな補助制度の内容

(目的)

市民の自主的、自発的な活動を支援し、地域課題の解決及び地域の活性化を図ることで、本市における市民公益活動及び協働をより一層推進していくことを目的とする。

(補助事業)

- ① 本市内で実施する地域課題の解決及び地域の活性化につながる事業であること
- ② 本市に活動拠点を置く団体の起ち上げにかかる事業

(補助事業の概要)

1. 自由テーマ型 【 補助率 9/10 最大 3 年間 上限 20 万円 15 万円 10 万円 】

団体の自由な発想による自主的な活動を支援

(対象者) 市内で活動する市民公益活動団体（構成員が 5 人以上）

(事業) ・新規事業であること

- ・既存事業については過去に同補助金やこれまで国・府などから補助金等を受けていないこと

(補助) 事業の実施に必要な費用（対象外あり）

2. 協働推進型 【 補助率 9/10 最大 3 年間 上限 15 万円 10 万円 5 万円 】

団体間の自主的な協働事業を支援

(対象者) 市内で活動する市民公益活動団体（構成員が 5 人以上）

※企業、学校、町会・自治会、市外団体との協働も可

(行政との協働は対象外)

(事業) ・複数の団体が協働で実施する新規事業であること

- ・既存事業については過去に同補助金やこれまで国・府などから補助金等を受けていないこと（※元気なまちづくりは例外として認める）

(補助) 事業の実施に必要な費用（対象外あり）

3. 学生活動応援型 【 補助率 10/10 最大 3 年間 上限 10 万円 】

学生の自主的な活動を支援

(対象者) 大学生・高校生・中学生を中心とする団体（構成員が 5 人以上）

※大学・高校・中学校は、市内・市外は問わない

※学生、生徒は、市内・市外は問わない

(いずれも在学する学校などから承認を得ている団体であること)

(事 業) ・新規事業であること

- ・既存事業については過去に同補助金やこれまで国・府などから補助金等を受けていないこと

(補 助) 事業の実施に必要な費用（対象外あり）

4. スタートアップ型（団体の起ち上げ支援） ①②併用可

市民活動の活性化及び将来の協働の担い手・団体を育成

① 団体起ち上げ支援 【 補助率 10/10 上限 10 万円 】

(対象者) 新たにを設立しようとする団体（構成員が 5 人以上）

※学生、町会・自治会は対象外

(内 容) 活動が NPO 法で掲げる活動分野（20 種類）であること

(補 助) 団体の起ち上げに必要な費用（事務用備品も可）

(条 件) ・1 団体 1 回限り

- ・補助年度に起ち上げ、支援センターに登録して活動すること
- ・以後 3 年間は活動報告書を提出すること

② 自立支援 【 補助率 9/10 最大 3 年間 上限 25 万円 20 万円 15 万円 】

(対象者) ・新たに（3 年以内に）起ち上げた団体（構成員が 5 人以上）

・新たに起ち上げようとしている団体（構成員が 5 人以上）

※学生、町会・自治会は対象外

(内 容) ・新規事業であること

- ・既存事業については過去に同補助金やこれまで国・府などから補助金等を受けていないこと

・団体の起ち上げの準備として実施する新規事業

(補 助) 事業の実施に必要な費用（対象外あり）

(条 件) ・1 団体 1 回限り

- ・準備事業の場合、次年度までに団体を起ち上げ、支援センターに登録して活動すること

・以後 3 年間は活動報告書を提出すること

(その他)

- ・同一団体で1つの事業、1つの補助金に限る。但し、スタートアップ型のみ併用可
- ・協働型（複数の団体）は1つの事業に対する補助とする。
- ・他の補助金との併用は不可
- ・市内で実施する事業であること

(サポート体制)

- ・申請書類の作成、審査のためのプレゼン方法、団体運営・活動などに関しては、「市民公益活動支援センター」がサポートする。
- ・補助事業ごとに担当職員を配置して市との連絡調整を図り、広報などサポートする。

(審査委員会)

- ・申請団体は審査委員会でプレゼンテーションを行い、採択の可否を受ける。

(報告会)

- ・「中間報告会」「事業報告会」を開催し、採択を受けた事業の内容を広く公開する。